

外部有識者からの意見聴取要領(標準例) 出典:公契約における福知山市公募型プロポーザル方式ガイドライン P.12

2 外部有識者からの意見聴取要領(標準例2)

外部有識者からの意見聴取要領(標準例)	留意点								
<p>〇〇業務委託に係る外部有識者からの意見聴取要領 (目的)</p> <p>第1条 〇〇業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、評価の公平性、透明性を確保するため、外部有識者から企画提案に係る意見を聴取し、選定後は所属、氏名等を公表する。</p> <p>(外部有識者)</p> <p>第2条 外部有識者は、下表のとおりとする。</p> <p>2 外部有識者の任期は、〇〇業務の委託契約が締結されるまでの期間とする。</p> <p>(例示)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>役職名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>●●大学教授</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>弁護士</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇〇</td> <td>財団法人●● 会長</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	役職名等	〇〇 〇〇	●●大学教授	〇〇 〇〇	弁護士	〇〇 〇〇〇	財団法人●● 会長	<ul style="list-style-type: none"> 合議体ではないため「委員会」等の名称は使わない 「検討」「審議」「協議」「選定」等は使わない 外部有識者は市長が人事権を持つ者(出向者含む。)以外の者とする 外部有識者の人数は複数とし、事業内容や事業規模等に応じて契約担当課において適宜定めることとする 「補欠」「代理出席」等の表現は使わない 後任者について前任者の残任期間とするような旨の規定にはしない 合議体ではないので、定足数等の規定は設けない
氏名	役職名等								
〇〇 〇〇	●●大学教授								
〇〇 〇〇	弁護士								
〇〇 〇〇〇	財団法人●● 会長								
<p>(外部有識者の役割)</p> <p>第3条 外部有識者は、次に掲げる事項について意見を述べたものとする。</p> <p>(1) 応募者の企画提案の内容に関すること。</p> <p>(2) その他委託事業者の選定に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業者選定を行う役割は持たせない 「審査」「審議」等の表現は使わない 「所管事項」など組織としての役割を想起させる表現は使わない 								
<p>(外部有識者の責務)</p> <p>第4条 外部有識者は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。</p> <p>2 外部有識者は、直接間接を問わず委託業務に係る応募者の企画提案に参画してはならない。</p> <p>3 外部有識者は、意見聴取等で知り得た情報を公表してはならない。</p> <p>第2条第2項で定める任期以後も同様とする。ただし、【契約担当課の長】が公表した情報については、この限りでない。</p>									
<p>(外部有識者以外の者からの意見の聴取)</p> <p>第5条 【契約担当課の長】は、意見の聴取において、委託業務の内容についてより専門的な意見を聴くことが必要であると認めるときは、別表の外部有識者以外の学識経験者等から、その意見を聴くことができる。</p>									
<p>(事務)</p> <p>第6条 意見聴取に関する事務は、【契約担当課】が処理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「事務局」「庶務」等の表現は使わない 								
<p>(その他)</p> <p>第7条 この要領に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、【契約担当課の長】が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 年 月 日から施行する。</p>									

【留意事項】

- (1) 事業者選定にあつては、専門性・公平性・透明性を確保するため外部有識者から意見を聴取することとする(条例に基づく附属機関(地方自治法第138条の4第3項)には該当しない。)
- (2) 外部有識者の選任は、「委嘱」ではなく「依頼」と「承諾」による。
- (3) 採点表に採点欄のほか意見記入欄を設定すること等により、「意見」を聴取する。